

使用料・手数料の 見直しについて

使用料・手数料算定基準

平成22年9月

茨 木 市

第1章	はじめに	
1	算定基準の位置付け	1
2	使用料・手数料の基本的な考え方	1
第2章	使用料について	
1	使用料の算定	2
2	使用料算定の施設区分	2
3	算定基準額	3
4	負担割合	5
5	使用料の算定にあたっての留意点	6
6	減額・免除制度	7
第3章	手数料について	
1	手数料の算定	8
2	この算定式から除外する手数料	9
3	減額・免除制度	9
第4章	使用料・手数料の改定内容について	
1	使用料の改定	9
2	手数料の改定	10
第5章	最後に	
1	料金改定の手続き	11
2	事務の簡素化、効率化	11
3	市民への説明責任	11
4	定期的な見直し	11
	あとがき	12
◎	使用料、補助金等見直し検討部会について	13
資料編		
○	主な施設の性質別分類例	14
○	改定する使用料	15
○	改定しない使用料	19
○	使用料 免除の基準	21
○	手数料 免除の基準	22
○	使用料の改定状況について	24
○	施設使用料 料金算定一覧	25
○	手数料 料金算定一覧(主な算定項目)	33

第1章 はじめに

1 算定基準の位置付け

茨木市では、平成18年5月に「茨木市行財政改革指針」を策定し、“市民本位のスリムな行政経営への改革～経営の視点からの戦略プラン～”という基本理念のもと、積極的に行財政改革の推進に取り組んでいます。

この行財政改革指針では、健全な財政運営を確立するため、受益者負担についての定期的な見直しに努めることを掲げています。

そして、この算定基準は、受益者負担の適正化を図るために、使用料・手数料の基本的な考え方、算定方法等を示したもので、今後は、この算定基準に基づいて算定するものとします。

2 使用料・手数料の基本的な考え方

使用料とは、市民会館や体育館などの公の施設を利用することで利益を受ける特定の利用者に、その公の施設の管理運営にかかる費用の一部を負担してもらうものです。

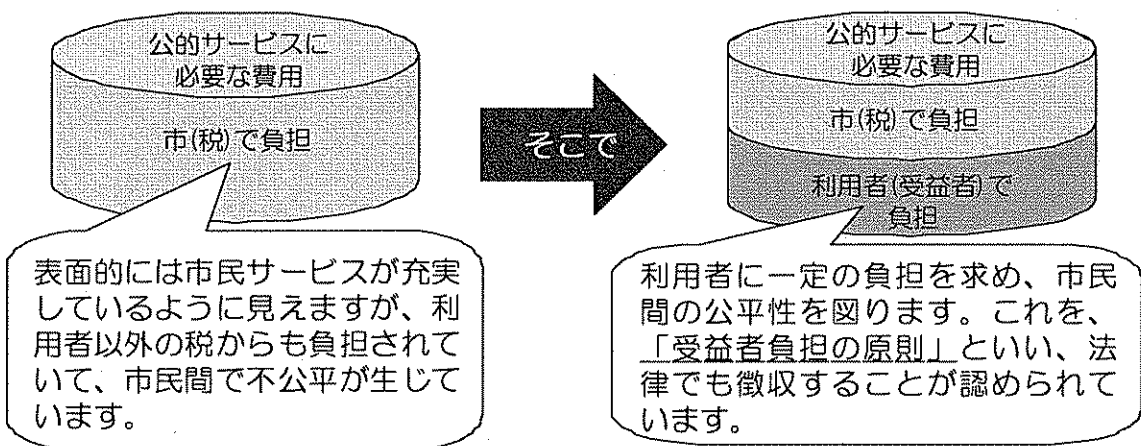
また、手数料とは、市が、特定の市民のために、住民票の写しや各種証明書などを発行した際に、その事務に要した費用を負担してもらうものです。

公の施設の管理運営には、設備点検、清掃等の委託料や光熱水費など多くの費用がかかります。また、住民票の写しの交付には、電子計算システムの委託料、用紙代など様々な費用がかかります。

これらの費用をすべて税で負担することは、表面的には市民サービスが充実しているように見えますが、その税には「利用する市民」の税だけではなく、多くの「利用していない市民」の税も含まれており、不公平が生じています。

この不公平を解消するために、特定のサービスを利用する市民に一定の負担をしてもらい、市民間の公平性を確保しています。

このように、利益を受けたことに対して、その利益の分だけ負担してもらうことを「受益者負担の原則」と言い、法律でも徴収することが認められています。



使用料・手数料の算定にあたっては、この「受益者負担の原則」に基づき、「利益分を負担する受益者」と「税を負担する納税者」のどちらの市民も納得できるように、明確で統一的な算定基準を設け、使用料・手数料を定めるものとします。

また、減額・免除制度については、あくまでも「受益者負担の原則」の例外として限定的、特例的に適用されるべきものであることから、その適正化に向けて見直します。

なお、利用者に負担を求めるだけではなく、市としても、より一層の市民サービスの向上及び管理運営・事務の効率化に取り組むことで、市全体の行政サービスの向上に努めます。

第2章 使用料について

1 使用料の算定

使用料は、次の算定式を用いて算定します。

$$\text{使用料} = \text{算定基準額} \times \text{負担割合}$$

- ◎ 算定基準額：公の施設の運営に必要な維持管理費などを言い、利用者に負担を求める費用の基本となる額
(詳細は、「3 算定基準額」を参照。)
- ◎ 負担割合：算定基準額のうち、利用者に負担を求める費用を算定するために、施設の性質に応じて設定する割合
(詳細は、「4 負担割合」を参照。)

この算定式を基に、改定前料金との差額などの考慮すべき要因を反映しながら、使用料を定めるものとします。

2 使用料算定の施設区分

使用料の算定にあたっては、原則として、各施設単位で算定基準額及び負担割合を算定します。

ただし、どの施設でもサービス内容が同じである貸室、ホールや、市内各所に複数設置している施設については、同一の区分として算定します。

(1) 貸室・ホール

貸室・ホールは、様々な施設に設置していますが、その提供するサービス内容は、どの施設でも基本的には同じものです。したがって、施設ごとに算定基準額等を算定するのではなく、同一の区分で算定します。

(2) 複数設置施設

運動場や庭球場など、市内に複数設置している施設については、それぞれ利便性や施設・設備の新旧などの差異もありますが、同種施設間で料金に差異を設けることは、地域間において公平性を欠くことから、同一の区分で算定します。

3 算定基準額

算定基準額は、公の施設にかかる費用のうち、利用者に負担を求めようとする費用の基本となる額を言い、(1)維持管理費を基本とした上で、(2)総務管理費及び(3)特別室加算を加えた金額とします。

$$\text{算定基準額} = \text{維持管理費} + \text{総務管理費} + \text{特別室加算} \\ \text{(一部の部屋のみ)}$$

(1) 維持管理費

公の施設の設置・運営には、用地取得費、建設費といった施設整備費や、日常の光熱水費、清掃委託料といった「維持管理費」などの費用が必要です。

これらの費用を受益者負担の適正化の視点から、次のとおり、施設利用者である受益者が負担する範囲と、公費で負担する範囲とに区分します。

- ・各室の1日あたりの維持管理費

$$\text{維持管理費} \div \text{総貸出面積} \div \text{年間開館時間} \times \text{各室面積} \times \text{開館時間(1日)}$$

◎ 受益者負担の範囲（維持管理費）

公の施設の日常的な運営に必要な費用は、受益者負担の範囲であることから、光熱水費、清掃委託費や施設の予約受付等にかかる臨時職員の経費などの日常の「維持管理費」を受益者負担の範囲とします。

◎ 公費で負担する範囲

公の施設は「市民全体の財産」であり、その整備は市の役割であることから、施設の建設等に要する費用（施設整備費）は、公費負担とします。また、各施設で催される各種イベントの実施にかかる費用についても公費負担の範囲とします。

受益者負担の範囲

- ・維持管理費
(施設の光熱水費、設備点検や清掃等の委託料)
- ・臨時職員の経費
(施設の維持管理、貸出業務等にかかる部分)

公費で負担する範囲

- ・用地取得費
- ・施設建設費
(減価償却費)
- ・大規模修繕費
- ・イベント実施費

(2) 総務管理費

総務管理費は、正規職員による施設の管理運営にかかる事務的費用を言います。正規職員に係る費用については、維持管理費には含めておりませんが、施設の受付等は臨時職員で対応している場合でも、実際には、施設や臨時職員等の管理監督業務、また、各種契約等の事務など、正規職員がその管理運営に何らかの形で必ず関与しています。そこで、その費用の一部を利用者に対して求めるものです。

総務管理費については、維持管理費の10%とします。

(3) 特別室加算

貸室施設のうち、調理実習室、陶芸室、音楽スタジオやIT学習室など、特別な資機材を設けている部屋では、それらの備品等の維持管理などのため、一般的な会議室よりも多くの費用が必要となります。そこで、そのような部屋を特別室として分類し、特別室加算として、維持管理費を定率で補正するものです。

特別室加算については、維持管理費の20%とします。

(4) その他

① 小・中学校、幼稚園の目的外使用

学校施設の運動場や体育館、教室等については、社会教育活動を補完する観点から、目的外使用として学校教育に支障のない範囲で地域活動等の利用に供している実態を踏まえ、料金の見直しについては、同種の運動広場、体育館の使用料との均衡を図ることとします。

ただし、次の点を考慮し、同種施設の時間単価の50%相当とします。

ア 学校教育施設であり、貸出を目的とした市民体育館や運動広場とは、設備や装備面等で差があること。

イ 学校行事のない曜日、時間帯での限定的な利用となり、あくまで学校運営が優先されることから、使用权が保障されていないこと。

ウ 自主的な管理責任による利用が基本であり、受付員や管理人の費用が生じないこと。

② 施設の整備費（減価償却費）を算定対象とするもの


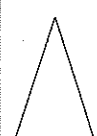
運動広場の運動場と庭球場・弓道場の使用料算定においては、使用による設備の消耗が著しいため、設備の整備費を算定の対象としています。運動場の算定基準額には土の入れ替え等地面の整備費を、庭球場の算定基準額にはコート・フェンスの整備費を、また、弓道場の算定基準額には的壁等の弓道場設備の整備経費を含んで算定しています。

4 負担割合

負担割合とは、それぞれの公の施設で算定した算定基準額のうち、どこまでの範囲を利用者に負担してもらうのかを設定するものです。

受益者負担の原則に従えば、算定基準額のすべてを利用者に負担してもらうこととなりますが、公園などのように、広く市民が利用し、行政が責任を持って提供すべき施設では、利用者の負担ではなく、すべてを税で負担するほうが望ましい場合もあります。また、体育館や市民会館など、人によって必要性が異なる施設については、市民の健康増進や文化振興などの観点から、税で一定の負担をし、利用者の負担を軽減することによって、利用を促進することが求められるものもあります。

このように、施設の種類や性質に応じて、行政として負担する必要性の度合いが異なることから、公費及び受益者の負担割合とも「50%」ずつとすることを原則とした上で、それぞれの施設の性質に応じて、当該施設が提供するサービスの「民間における提供の有無」と、当該サービスの内容が「基礎的か選択的か」という点を勘案して、次のとおり負担割合の区分を設定します。

区分	設定の基本的な考え方	施設の例	受益者の負担割合	民間	基礎的 選択的
1	民間で同種のサービスが提供されている施設は、税の投入により民業を圧迫しないよう、算定基準額のすべてを受益者負担とする	市民農園、市民プール（レジャープール相当部分）、庭球場など	100% (公費0%)	有 	選択的 
2	民間では同様のサービスが提供されにくく、人によって必要性が異なるが、市民の健康増進や地域活動の推進など、一定の公共性が認められる施設は、算定基準額を行政と受益者とが50%ずつで負担する	市民会館、福祉文化会館、公民館、コミュニティセンター、運動場、市民体育館など	50% (公費50%)		
3	法律で無料とされる施設や、広く市民の利用に供する施設・教育施設など、公共性が高く、行政として積極的に提供すべき施設は、算定基準額のすべてを行政が負担する	図書館、文化財資料館、青少年野外活動センター、川端康成文学館など	0% (公費100%)		

※ 基礎的か選択的かの区分

市民の日常生活においてほとんどの人に必要とされ、社会的に提供すべきサービスを基礎的、また、生活や余暇をより快適で潤いのあるものにするための、人によって必要性が異なるサービスを選択的としその程度に応じて分類します。

5 使用料の算定にあたっての留意点

(1) 高校生以下の団体利用料金の設定

高校生以下の児童・生徒の健全育成を図る活動への支援を継続するため、「高校生以下の者が主体となる活動」で文化施設やスポーツ施設を使用する場合には、次の基準により、おおむね半額程度の料金を新たに設定するものとします。

- ① 高校生以下の者が主体となる活動であること。
- ② 営利を目的とする活動でないこと。

(例)

- ◇ 運動広場の運動場における少年野球やサッカーの練習、試合
- ◇ 公民館等における少年少女合唱団の練習、発表会や子ども会の行事
- ◇ 中学生・高校生のクラブ活動

(2) 利用者区分等の設定

それぞれの施設利用の形態等に応じて、団体割引などの「利用者区分」を設定する場合には、受益者負担の公平性を確保するため、原則として、次の基準に基づいて設定します。

① 団体割引（施設を専用しない個人利用施設）

団体割引を設ける場合は、個人利用料金の20%程度の割引率を目安とします。

② 市民以外・営利目的の割増

市民以外の方の利用及び営利目的での利用の割増料金を設ける場合は、基本料金の100%を加算した料金を設定できるものとします。

③ 平日・昼間料金

平日・昼間の割引料金の設定は、休日・夜間しか利用できない市民との公平性の問題もありますが、利用者が増加することによって、施設の設置目的がより一層推進され、休日・夜間の混雑緩和にもつながるものと考えられますので、平日・昼間の稼働率が極端に低い施設には、施設利用の形態等に応じて、割引料金を設定できるものとします。

なお、割引率は、平日・休日の別、昼間・夜間の別で、それぞれ20%までとします。

④ 附帯設備料金

各施設で貸し出す備品や用具などの附帯設備については、各施設によって、無料であったり、また有料であってもその金額がまちまちであるなど、統一されていない状況にありますが、主要な施設の附帯設備について、同種のものについては料金を統一する方向で検討するものとしします。

(3) 無料施設の有料化

現在、無料としている施設については、施設の設置目的や利用状況などを考慮した上で、無料の適否及び一般の使用の是非について検討します。

(4) 改定増減額の限度設定

激変緩和のため、改定する使用料の増減額は、改定前使用料の20%を上限とします。

なお、学校施設の運動場や体育館、教室等については、社会教育活動を補完する観点から、目的外使用として学校教育に支障のない範囲で地域活動等の利用に供していますが、長年料金が据え置かれ、その結果、現在では低額な料金となっています。そのため、今回の見直しにおいては、一般の貸出施設である市民体育館や運動広場等の使用料と均衡を図る観点に立ち、この上限は適用しないこととします。

6 減額・免除制度

(1) これまでの経緯と今後の基本的な考え方

減額・免除制度は、各種団体の育成や財政的支援を目的として実施しているものですが、適用理由の拡大解釈や、画一的な適用事例などが多く見受けられました。

減額・免除制度を適用すると、その分の費用は「利用していない市民」の税からも負担されることとなります。したがって、市民間の公平性を確保するためには、この制度があくまでも「受益者負担の原則」の例外として、真に必要な場合に限定して、特例的に適用される必要があります。

そこで今回、減額・免除制度については、受益者負担の原則に基づき、原則的に廃止することとした上で、制度の適用について、次のとおり統一的な基準を定め、適切に運用することとします。

(2) 免除制度の基準

① 行政等が利用する場合の適用(免除)

◎ 市が使用する場合(後援、協賛、協力等は除く。)

※ 指定管理者制度導入施設で、利用料金制の施設は除く。

◎ 当該施設の指定管理者(使用料金制の施設は除く。)が使用する場合

② 団体利用にかかる取扱い

各種団体の育成や活動を支援する観点から広範囲かつ画一的に適用してきた登録団体等への5割・3割の減額制度は、受益者負担の原則に基づき、原則廃止します。

今後、新たに運用する免除制度の適用にあたっては、次の基準を両方とも満たす団体に限り、新たに設置する「公の施設使用料免除団体審査会」において、該当施設ごとに厳正な審査を行い適用します。

〔基準〕

(ア) 行政との協働の観点から政策に沿った重点的な行政課題の解決に向けた役割を担う団体であること

(イ) 団体の設立趣旨が施設の設置目的と合致すること

〔該当施設〕

施設名	重点的な行政課題
コミュニティセンター、公民館、いのち・愛・ゆめセンター	地域活動の推進
男女共生センター ローズWAM	男女共同参画社会の推進
消費生活センター	消費者の権利擁護
労働センター	労働者の権利擁護
教育センター	学校教育の充実
青少年センター	青少年の健全育成

*小中学校の運動場、体育館等の利用における免除等の取り扱いについても審査会において審査を行います。

(3) 審査の公正性、適正性及び透明性の確保に向けた取り組み

① 「公の施設使用料免除団体審査会」設置条例を制定

免除団体の審査の適正性及び公正性を確保するため、市民、学識経験者等の外部委員による審査会を設置します。

② 審査運用基準を規則・要綱で制定

免除団体の審査適用基準を規則・要綱で定めるとともに、市民・団体等に公表し、透明性を確保します。

第3章 手数料について

1 手数料の算定

手数料は、次の算定式を用いて算定します。

$$\text{手数料} = \frac{\text{事務処理に要する費用（年間）}}{\text{年間処理件数}}$$

◎ 事務処理に要する費用

事務処理に要する費用については、手数料がその役務の提供のために要する費用を受益者から徴収するものであることから、基本的に人的経費及び物件費をその対象としています。

・ 人的経費： $\boxed{\text{1件の処理時間(分)}} \times \boxed{\text{年間処理件数}} \times \boxed{\text{職員の時間単価(円)}}$

※ 職員の時間単価は、管理職を除く一般職員の1分当たりの時間で計算

・ 物件費：証明書等の発行に必要な用紙代、電子計算システム等の委託料などを積み上げた額（年額）

この算定式を基に、近隣市との料金比較や改定前料金との差額などの考慮すべき要因を反映しながら、手数料を定めるものとします。

2 この算定式から除外する手数料

手数料の中には、全国、あるいは大阪府や北摂地域等において、統一料金としているもの、また、市長が懇談会等に諮問をし、その答申を経てから算定しているものもありますので、それらについては対象外とします。

① 全国、府内、北摂等での統一料金とされている手数料

戸籍の謄・抄本等の交付手数料、危険物の取扱手数料、
犬の登録手数料、開発行為許可申請手数料など

② 懇談会等の答申により算定している手数料

幼稚園入園手数料

3 減額・免除制度

減額・免除制度は、あくまでも「受益者負担の原則」の例外として限定的、特例的に適用されるべきものであることから、法律で免除することが義務づけられている場合のほか、法律の趣旨も考慮し、また、近隣市での適用状況なども踏まえ、社会的・経済的に真に支援が必要な方に限定して適用します。

減額・免除の基準

ア 法令等で減額・免除することが規定されている場合

イ 社会的・経済的に真に支援が必要な場合

第4章 使用料・手数料の改定内容について

1 使用料の改定

(1) 改定内容

使用料は、市民の目線に立った算定の結果、下がるものが多くなっていることに加え、激変緩和のための限度設定として、上限、下限とも20%以内の改定額としています。その結果、料金の引上げ・新たに有料化となる対象は全体の約20%にとどまり、各料金は全体で約8%の引下げとなっています。

なお、施設の利用状況等を考慮し、青少年センターほか1施設について新たに有料化します。

(2) 今回改定しない使用料

次の使用料については、それぞれ該当する理由により、今回の算定から除外することとし、または、算定結果に基づき改定しないこととします。

- ① 法律で無料と定められている施設
- ② 法令等により算定方法が定められている使用料
市営住宅使用料（家賃）など
- ③ 府内や北摂での統一料金としている使用料
道路占用料など
- ④ 懇談会等の答申により算定している使用料
幼稚園保育料、水道料金、下水道使用料など
- ⑤ 別途、調整や検討が必要となる使用料
斎場、駐車場、市民プールなど
- ⑥ 施設の性質や算定結果から改定しないこととする使用料
文化財資料館(*)、市民農園、庭球場など

(*) 市外利用者も無料化

2 手数料の改定

(1) 改定内容

手数料は、今回算定した結果、次の理由により料金の改定は行わず、減額・免除制度の適正化のみを実施するものとします。

- ① 発行件数の多い住民票や税関係の証明手数料は、現行料金とかけ離れることなく、おおむね適正な範囲にあります。
- ② 現行料金と差がある手数料については、事務の特性上の理由や近隣市の手数料との比較を踏まえた結果、許容範囲にあります。

(2) 減額・免除制度の見直し

減額・免除について、法令等の趣旨・近隣市の適用状況を踏まえて限定した適用を行った結果、年金関係の請求手続き等における戸籍・住民票等の無料発行等を廃止とします。

第5章 最後に

1 料金改定の手続き

使用料・手数料は、市民生活に直結していることから、料金を改定する際には、当該条例の公布から施行まで、原則6か月間の周知期間を設けることとし、広報誌やホームページ、窓口等で市民への周知に努め、混乱が生じないように配慮します。

2 事務の簡素化、効率化

使用料・手数料の算定にあたっては、サービス提供に要する費用（算定基準額）を基に算定しますが、市民の負担をできるだけ軽減するよう、その費用自体の削減に向けた取組みが必要となります。そのため、毎年実施している「行政評価」により、定期的に見直しを行い、市民サービスの向上はもとより、一層の事務の簡素化、効率化に努めます。

3 市民への説明責任

市民に受益者負担を求めるからには、「なぜ、これだけの負担が必要なのか」を説明する責任が市にあります。そのため、毎年の「行政評価」と併せて、この算定方式により、算定基準額の再計算と料金の適正度の評価を実施するとともに、算定した算定基準額や負担割合を公表します。

4 定期的な見直し

上述のとおり評価は毎年実施しますが、料金の改定は数年ごとに見直すものとし、これは、料金改定を毎年実施することは、利用者に混乱をきたすとともに、改定のための事務負担や費用も別途発生するためです。ただし、著しく算定基準額が変わるなど、特別な事情が生じたときは、その都度見直します。

また、今回の改定を踏まえ、その後の運用等についての問題点や疑問点を整理し、使用料及び手数料改定の定型化をはかるため、庁内の関係各課からなる、使用料・手数料改定を検証する体制を構築し、より適正化を図れるよう努めます。

なお、指定管理者制度を導入している施設及び今後導入する施設については、上述の時期ではなく、指定管理者の更新の際に、指定管理者の選定と併せて、料金を見直します。

あとがき

今回、使用料・手数料の基本的な考え方、算定の方法、減額・免除基準について取りまとめ、統一的な料金算定の方法を策定しましたが、これは、「受益者負担の適正化」を基本理念に、税配分の公平性を確保することを目的として実施したものです。今後は、この算定方法に基づいて適切な使用料・手数料を算定し、市民間の公平性・平等性の確保に努め、将来にわたり持続可能な行政経営に努めていきます。

市としても、市民に負担を求めるだけでなく、より一層の市民サービスの向上及び事務の効率化に取り組むことで、市全体の行政サービスの向上に努めていきますので、市民の皆様のご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、今回の見直しにあたっては、有識者や公募市民からなる5人の外部委員の方々にも、使用料・手数料の見直し検討に参画していただきました。これは、使用料・手数料の見直しが市民に直接影響を及ぼすものであることから、行政のみの検討で改定作業を進めるのではなく、市民との協働の観点から、検討段階において市民の意見を取り入れることを目的として、今回初めて実施したものです。外部委員の皆様には、それぞれの識見を有する立場から、様々なご意見を頂戴しました結果、本市独自のより良い見直しができると考えています。お忙しい中、貴重なご意見を多々いただきました外部委員の皆様に、心からお礼を申し上げます。

◎ 使用料、補助金等見直し検討部会について

使用料、補助金等見直し検討部会は、使用料等の算定基準や減額・免除に関すること、補助金等の適正化に関すること、また、使用料や補助金等のあり方に関することについて調査、研究することを目的として、茨木市政策推進会議設置要綱（平成20年8月20日実施）第6第1項の規定に基づく課題別小部会として、平成21年5月28日に設置しました。

また、使用料等の調査、研究にあたっての、課題や問題点を整理し、具体的な方策を検討するため、使用料、補助金等見直し検討部会の下に、使用料、補助金等見直し検討作業部会を設置し、これまで50回にわたって作業部会会議を開催し、検討を進めてまいりました。

使用料、補助金等見直し検討部会においては、随時、作業部会の検討事項の報告を受けながら、その調査・研究内容について、市民や識見を有する者から広く意見を求めるため、外部委員の参画を得ながら、これまで9回にわたって会議を開催し、素案を策定しました。

◇ 使用料、補助金等見直し検討部会 開催状況

回	開催日
第1回	平成21年6月19日(金)
第2回	9月25日(金)
第3回	10月30日(金)
第4回	11月27日(金)
第5回	12月25日(金)
第6回	平成22年2月18日(木)
第7回	4月 2日(金)
第8回	5月25日(火)
第9回	6月25日(金)

◇ 使用料、補助金等見直し検討部会 外部委員名簿（敬称略、50音順）

氏名	肩書
白川 一郎	追手門学院大学 経済学部教授
杉田 宗三	公募市民
辻田 素子	龍谷大学 経済学部准教授
坪内 隆	坪内会計事務所 公認会計士・税理士
棟田 勝子	公募市民

◇ 使用料、補助金等見直し検討作業部会 開催状況

平成21年6月19日(金)～平成22年6月29日(火) 計50回開催